

令和3年4月28日

令和3年度低層建築物（住宅等）における効率的な
サプライチェーンの構築支援助成事業
企画提案公募要領

一般財団法人日本木材総合情報センター

1. 総則

令和3年度低層建築物（住宅等）における効率的なサプライチェーンの構築支援助成事業を実施する都道府県単位を基本とするサプライチェーンマネジメント推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）の事務局業務を行う実施団体等（以下「実施団体等」という。）の選定については、この要領に定めるところによるものとします。

2. 助成事業の内容

木材産業・木造建築活性化対策事業実施要領の一部改正について（令和3年3月26日付け2林政産第188号林野庁長官通知）の第3の3の（1）のイの規定に基づき下記の業務を実施団体等に行っていただきます。なお、当年度は17箇所を選定する予定としていますが、前年度までに採択した12箇所についても応募いただけます。

- （1）フォーラムに参加する事業者の募集・登録業務
- （2）フォーラム参加者による、需給情報の共有やマッチング等に向けた情報交換会（年4回程度）の開催業務
- （3）フォーラムの参加者による木材流通の効率化を図るための地域内の実態把握及び具体的な構想・計画作成業務（継続のフォーラムにあっては現行構想・計画の実行及び見直し業務）
- （4）木材SCM支援システム「もりんく」（以下「システム」という。）の普及啓発及び活用業務
- （5）サプライチェーンの構築を図るため、各段階の事業者を熟知したコーディネーターによる事業者のマッチング業務。なお、コーディネーターは、既にフォーラム等でマッチングや需要拡大の実績がある者のほか、生業として助成金交付終了後も活動を続けられる者とする。
- （6）フォーラム参加者の拡大に向けた計画的な働きかけ。

3. 応募の要件

応募できる者は、以下の要件を全て満たす法人格を有する民間事業者又は団体（任意団体を含む。）とします。

- (1) 川上（素材生産業者、森林組合等）・川中（木材加工事業者、木材流通業者（市場、商社、プレカット加工業者、運送業者等）等）・川下（工務店、住宅メーカー・建築事務所等）の各段階において、サプライチェーンの構築に意欲ある事業者をフォーラムに参集させる能力を有していること。
- (2) 当該業務に関するノウハウを有し、かつ業務を的確に実施できる企画、実行能力を有していること。
- (3) 当該業務に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有していること。

4. 助成対象経費の範囲と算出方法

助成対象経費	範囲及び算定方法
技術者給	<p>実施団体等が本事業に係る専門的知識・技術を有する者に対して支払う実働に応じた対価とします。</p> <p>なお、技術者給の時間当たり単価の算定に当たっては、事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労時間で除した額とします（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれません）。</p>
賃金	<p>実施団体等が本事業の補助的業務、システム入力、資料整理、事業資料の収集等）に従事するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とします。</p> <p>賃金の時間当たり単価については、実施団体等内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。</p>
謝金	<p>企画、講習会、コーディネーターの専門的知識の提供、サプライチェーン構想の作成、資料の整理・収集等について協力を得た事業実施主体以外の者に対する謝礼に必要な経費とします。</p> <p>謝金の単価については、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。</p> <p>また、年間を通じて活動を行うコーディネーター等への謝金は、業務日誌の活動時間数と合わせてください。</p> <p>なお、本事業の情報交換会、システムの操作方法等の講習会に参加する事業者に対しては、謝金を支払うことはできません。</p>
旅費	<p>実施団体等が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、コーディネーターや講師の派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に伴う国内旅行に必要な経費とします。</p> <p>なお、本事業の情報交換会、システムの操作方法等の講習会に参加する事業者に対しては、交通費・日当を支払うことはできません。</p>

需用費	事業を実施するために必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とします。
(1) 消耗品費	文献、書籍、消耗品、各種事務用品等の調達に必要な経費とします。ただし、汎用性を有し、本事業実施後も残存する消耗品は経費として認められません。
(2) 印刷製本費	資料、文書、図面、パンフレット、報告書等の印刷や製本に必要な経費とします。
役務費	事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費とします。
(1) 原稿料	報告書等の執筆者に対して、実働に応じて支払う対価とします。
(2) 通信運搬費	郵便料、電話料、データ通信料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費とします。
(3) 普及宣伝費	マスメディアへの広告料の支払等に必要な経費とします なお、実施団体等が発行する雑誌やホームページ等でのフォーラム活動等の掲載に係る人件費は技術者給等で、消耗品、物品などは需用費等で、それぞれ計上するものとします。
(4) その他雑役務費	上記(1)～(3)以外の経費にかかる役務の提供者に対して実働に応じた対価を支払う経費とします。
委託費	本事業の一部(サプライチェーン構想・計画策定の調査等)を他の研究機関、民間団体、企業等の第三者に委託するための経費とします(委託費の内訳については、助成対象経費の内容に準ずるものとします)。
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となる情報機器、会場、車両等の借上げ料等の経費とします(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれません)。

5. 助成額

助成額は1フォーラム当たり、今年度新規採択する団体等にあっては500万円以内とし、令和2年度までに採択した団体等にあっては360万円以内とします。

なお、助成金の交付については別途定める「低層建築物(住宅等)における効率的なサプライチェーンの構築支援事業助成金交付規程」によるものとします。

6. 事業期間

助成金交付決定の日から当該年度の3月5日までとします。

7. 助成経費積算の留意事項

- (1) 技術者給は助成金総額の30%程度を目安とします。これにより難しい場合は、事前に当センターへご相談ください。
- (2) フォーラムで開催する情報交換会、講習会等に参加する事業者に対しては謝金、交通費は支給できません。なお、コーディネーターには支給できません。
- (3) 当センターが東京で開催する「成果報告会」への出席旅費を計上しておいでください。なお、人数は各フォーラムで決めてください。

成果報告会発表者・出席者

1回（令和4年2月頃予定）

- (4) 以下の会議等をWeb（リモート）で実施できる機器を整え、円滑に活用できるように体制を整えてください。

- ① フォーラム事務局長会議 2回（7月、12月頃予定）
- ② コーディネーター研修 1回（7月の事務局長会議と同時開催）
- ③ 情報交換会 年4回程度

- (5) 下記に示す業務は、当センターが支援し、経費を負担しますので、助成経費に含めないでください。

- ① 必要とするフォーラムに対し、当センターから適切なコーディネーターの派遣
- ② フォーラム参加事業者の経営相談を行う経営診断士の派遣
- ③ サプライチェーンに関する先進的な事例調査及びフォーラム運営の指針作成、コーディネーターの業務内容に関する指針作成
- ④ システムの整備（改良・運用）

8. 提出書類、提出部数

- (1) 企画提案書 10部（別紙の様式）及びPDFで記録したDVD-R 1枚
- (2) 定款、寄附行為等、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支計算書、パンフレット等の団体概要がわかる資料 各1部
- (3) 必要に応じて、企画提案書に係る参考資料 10部

9. 提出期限等

- (1) 募集期間：令和3年4月28日から令和3年5月28日18時まで
- (2) 提出期限：令和3年5月28日18時まで（必着）

(3) 提出先 : (一財) 日本木材総合情報センター
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル4階

(4) 提出方法

郵送により提出してください。宅配便等で提出される場合、配達等の都合により提出期限の時刻までに届かない場合がありますので、期限に余裕をもって送付してください。

やむをえず持参される場合は、事前に連絡の上、期限までに持参してください。

受付時間は 9 : 30 ~ 12 : 15、13 : 00 ~ 18 : 00
(土日、祝日を除く。)

なお、電子ファイルでの提出は受け付けません。

10. 提出に当たっての注意事項

- ア 企画提案書等は、返却しません。
- イ 企画提案書等は、変更又は取消しができません。
- ウ 企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- オ 応募要件を有しない者が提出した企画提案書等は無効とします。
- カ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

11. 有効な企画提案書の提出者による説明会（プレゼンテーション）は開催しません。12の（1）による書類選考とします。

12. 実施団体の選定方法

(1) 提出された企画提案書等について、外部有識者で構成されるフォーラム選定委員会で審査を行った上で、決定します。審査に関するお問い合わせには応じませんので、あらかじめ、ご了承ください。

なお、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 結果につきましては、採択・不採択にかかわらず書面にて通知します。また採択された実施団体の名称は当センターのホームページに公開します。

13. お問い合わせ先

助成事業の内容や本公募要領等に関するお問い合わせは下記までお願いします。

(一財) 日本木材総合情報センター 国内情報部 永井、佐々木、大屋敷
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル4階
TEL : 03-3816-5595
FAX : 03-3816-5062
E-mail nagai@jawic.or.jp